

4月から 子どもの





医療費助成制度を拡充します







市では子育て世帯への支援として、

4月から子どもの医療費助成制度の助成対象と内容を拡充します。

18歳まで医療費が無料に

保険診療分に限ります。入院時の食事療養標準負担額や 差額ベット代、健康診断、予防接種などは助成対象外です。

> 住民税課税世帯の 小・中学生が負担していた 通院時200円負担を撤廃











市内在住の以下の子どもを養育している方に対し、4月1日から有効の医療証を3月下旬に送付します。

- ●「通院時200円負担有」の医療証をお持ちの小学1年 生から中学2年生までの子ども
- ●有効期間が令和5年3月31日までの医療証をお持ち の中学3年生

次のいずれかに該当する場合は対象になりません

- ●健康保険に加入していない
- ●生活保護を受けている
- ●児童福祉施設などに措置入所している
- ●里親に委託されている
- ○心身障害者医療費助成制度(マル障)で全額助成を 受けている



市内在住の以下の子どもを養育している方へ、申請書を送付しています。

- ●所得制限超過のため、医療証を持っていない中学生
- ◆令和5年4月時点で高校生相当年齢(平成17年4月2日~平成19年4月1日生まれ)の子ども

申請受付期間/2月28日以まで

- ※受付期間後も申請が可能。ただし、医療証の発行が遅れる場合あり
- ※受付期間内に申請した方は、3月下旬に医療証を発送

申請方法/申請フォームから電子申請、または必要書類を 〒182-8511市役所3階子ども家庭課に郵送、または持参





●必要書類や制度詳細は市●参照、または要問い合わせ

問子ども家庭課☎481-7093

調布っ子 応援プロジェクト (第5弾)



申し込み締切 1月31日火まで



低所得の子育て世帯へキャッシュレス決済のポイント付与などを行っています。申込期限が 迫っていますので、ご注意ください。

また、対象世帯には申込書類を送付しています。対象世帯に該当する方で、申込書類を受け取っていない場合は、お早めに子ども政策課へご連絡ください。

図令和4年10月3日時点で市内在住かつ18歳以下(平成16年4月2日以降生まれ)の子どもがいる世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

①児童育成手当受給世帯 ②生活保護受給世帯 ③就学援助(小・中学校)対象世帯 ④二人親世帯で両親がともに令和4年度市町村民税均等割が非課税である世帯

⑤令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金受給世帯



市HP

他詳細は市田参照

問子ども政策課☎481-7106